

関自監貨第180号の2  
関自貨第744号の2  
関自保第155号の2  
令和5年9月29日

一般社団法人 神奈川県トラック協会長 殿

関東運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の  
一部改正について

標記について、別添のとおり改正したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底願います。

